広報 ひがしくるめ
平成19年（2007年）2／15号
No.953
発行／東久留米市 編集／企画経営室広報課 〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042・470・7777（代） ホームページ http://www.city.higashikurume.lg.jp/ 毎月1日・15日発行

毎日の暮らしの中で、私たちはいつ病気になったり、けがをするか分かりません。日ごろ健康なときから互いにお金を出し合い、いざというとき、安心して治療を受けることができるために国民健康保険（国保）制度は設けられています。

しかし現在、高齢化の進展を受け、国保の財政状況が厳しさを増しています。多くの市町村では単年度収支の赤字分を一般会計からの繰入金で補てんしている状況です。

今後本格的な少子高齢化社会を迎えるに当たり、増え続ける医療費に対応し、安定した国保運営が行えるよう、国保が置かれている現状と、市の取り組み状況をお知らせします。

詳しくは保険年金課国民健康保険係☎470・7733へ。

今、国保財政は危機的状況です

4月から国民健康保険税の税率等を改定します

国民健康保険制度の現状

国民健康保険（国保）は、国の医療保険制度の中で高齢者の割合が著しく高いため、国保財政は危機的な様相を呈しています。

国保制度は、農林水産業者や自営業者を中心とする医療保険制度として創設されましたが、ほかの医療保険に属さない方すべてを被保険者としているため、高齢化や産業構造の変化等の影響を受けやすく、制度発足時と比べ、高齢者の割合（老人加入率）が増加するとともに、農林水産業者や自営業者の割合が減少し、年金受給者等で無職の方の加入割合が増加しています（表1参照）。

その結果、市町村の国保の決算状況は赤字基調で、改善に努めているものの、表2に示す通り厳しい運営を余儀なくされています。

本来、国保制度は医療費の支払いに充てるべく財源を、国や都などの公費による負担（50パーセント）と保険税（50パーセント）によって賄うとされています。しかし、現実は保険税の歳入不足を、一般会計から赤字財政補てんとしての繰入金（17年度決算では8億5000万円）によって、収支を保っている状況です。

表1　国保（市町村）の現状

区分		昭和36年度		平成16年度
被保険者数（年度末）		4,511万人	→	4,761万人
対国民数比		47.0%		37.5%
1世帯当たり被保険者数		4.2人		1.9人
老人加入率		4.8%		24.8%
世帯主職業	農林水産業	44.7%		4.7%
	自営業	24.2%		16.0%
	被用者	13.9%		24.1%
	無職者	9.4%		52.4%
	その他	7.8%		2.8%

※厚生労働省資料による。

表2　国保（市町村）の収支状況（退職被保険者分を除く）

（単位：億円）

区分	14年度	15年度	16年度
収入（合計額）	79,647	82,979	83,957
支出（合計額）	79,236	81,857	82,766
収支差引額	411	1,123	1,191
国庫支出金精算額等	416	▲196	▲352
清算後単年度収支差引額	▲1,619	▲1,472	▲826
一般会計繰入金（赤字補填を目的とするもの）を除いた場合の清算後単年度収支差引額	▲3,936	▲3,855	▲3,284
（参考）老人保健拠出金	27,931	25,263	22,364

※厚生労働省資料による。

国保は相互扶助の理念で支えられています

国民健康保険税の計算

国民健康保険税は、負担能力に応じて算出される応能割（所得割と資産割）と、受益署負担の意味合いから負担していただく応益割（被保険者均等割、世帯別平等割）の合算により算出されます。

◎**応能割**

【**所得割**】世帯の所得に応じて計算

【**資産割**】世帯で有している市内の固定資産に応じて計算

◎**応益割**

【**均等割**】世帯の被保険者数に応じて計算

【**平等割**】世帯ごとに計算

19年度税率等の変更点

厳しい財政状況の中、医療費の増加等に伴い、保険税の税率等を改定します。

◎**応能割**

【**所得割税率**】4・16パーセント⇒4・30パーセント

【**資産割税率**】16・00パーセント⇒現行通り

◎**応益割**

【**均等割額**】2万5800円⇒2万7800円

【**平等割額**】1万1000円⇒現行通り

【**賦課限度額**】53万円⇒56万円。地方税法施行令の改正後に検討予定

軽減措置の適用があります

保険税は目的税であり、原則、一般税のような非課税制度がありません。また所得の少ない方も、応分の応益割の保険税を負担していただくことから、一定基準以下の所得世帯に対しては、軽減制度が設けられています。当市の場合は、保険税における応益分の割合を国基準である45パーセント以上としているため、世帯所得により応益割に係る保険税の7割・5割・2割が軽減されています。なお、軽減相当額は国、都などからの交付金等により補てんされます。

※応益割合が45パーセント未満の市区町村では、6割・4割の軽減措置になります。

◎**軽減措置の内容**

軽減の対象となるかどうかの基準となる所得金額（軽減判定所得）が、次の①～③の基準以下の場合に応益割に係る保険税が軽減されます。

①軽減判定所得が33万円以下の世帯⇒応益割に係る保険税の7割を軽減

②軽減判定所得が33万円＋（24万5千円〈世帯主を除く〉×被保険者数）以下の世帯⇒応益割に係る保険税の5割を軽減

③軽減判定所得が33万円＋（35万円×被保険者数）以下の世帯⇒応益割に係る保険税の2割を軽減

※③の軽減措置を受けるには、申請が必要になりますのでご注意ください。該当する方に対しては申請書を送付します。

国保事業の健全運営に向けて

70歳以上の被保険者は、6年度末は4973人（全体3万589人の16・3パーセント）でしたが、17年度末では1万2657人（全体4万4792人の28・3パーセント）と急増しています。国保の被保険者の3割近くが70歳を超えている状況で、今後も高齢化が進行していきます。

健やかで安心して過ごせる生活はすべての人の願いです。時代の変化に対応し将来にわたって安定した国保事業の運営をするため、保険税の税率等改定にご理解とご協力をよろしくお願いします。

年金・国民健康保険 臨時相談窓口を開設します

保険年金課では、団塊世代の退職に伴う年金や国民健康保険に関する臨時相談窓口を開設します。併せて70歳未満の方の入院に係る医療費の支払い方法の変更に伴う申請も受け付けます。

なお、来庁の際は、健康保険証、印鑑をご持参ください。年金相談を利用する場合は年金手帳も必要です。

【**開設日**】3月3日（土）午前9時～午後4時

【**会場**】保険年金課（市役所1階）

【**ご注意**】当日は、転入、転出等に関する国民健康保険および国民年金の取得や喪失手続きはお受けできません。また、年金相談は社会保険事務所職員が担当しますが、相談の内容によっては別途対応させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

詳しくは武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411へ。

支払方法が変更できます

70歳未満の方の入院医療費

現在、70歳未満の国保被保険者が入院し、医療機関の窓口で支払った保険診療分の月額一部負担金（入院時食事療養費を除く）が、下表に記された一定の基準額（月額一部負担限度額）を超えた場合は、申請に基づき高額療養費が支給されます。

4月から、被保険者に対し医療費の支払いの負担軽減を図るため、被保険者が、医療機関の窓口で支払う入院に係る保険診療分の月額一部負担金（入院時食事療養費を除く）については、月額一部負担限度額とし、高額療養費相当分を市から医療機関へ直接支払うことができるようになりました。

この支払い方法を希望する場合は、被保険者証（保険証）と併せて認定証を医療機関の窓口に提示することが必要です（認定証の提示がない場合は現行通り）。

また、この認定証の交付を受けるには事前に申請が必要です。次の点にご注意いただき、保険年金課国保年金資格係（市役所1階）へ申請してください。

①認定証は申請のあった日の属する月の初日から適用になります

②認定証は世帯の所得基準により3種類の区分があります

③保険税を特別な理由なく滞納している場合など、認定証の交付が受けられない場合があります

詳しくは同係☎470・7732へ。

高額療養費に係る月額一部負担限度額

区分		月額一部負担限度額
70歳未満	上位所得者	150,000円＋1％（83,400円）
	一般	80,100円＋1％（44,400円）
	低所得者（住民税非課税）	35,400円（24,600円）

※上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯のことを指します。

※1％は医療費が上位所得者500,000円、一般267,000円を超えた場合、超えた分の1％を加算します。

※金額は1カ月当たりの自己負担限度額。（　）内の金額は、過去12カ月中に4回目以降の高額療養費の支給を受ける場合の金額です。